福祉3計画(案)に関する意見の概要及び意見を考慮した結果

- 1 実施期間 令和2年12月7日(月)~令和3年1月6日(水)
- 2 意見提出件数 8件(3名)
- 3 意見の内容及び意見を考慮した結果及びその理由

No.	意見の内容	意見を考慮した結果及びその理由
1	平成28年度から令和元年度までの4年間、小鹿野町から県への報告のなかで、若年性認知症者や(脳卒中の後遺症等による)高次脳機能障害の方への支援について記して、65歳未満で認知機能に障害を負った方が、介護保険サービスが優先であれ、障害福祉サービスが優先であれ、障害福祉サービスが優先であれ、支援から漏れず、皆野町や長瀞町のように浮かび上がってくる体制を整備していってください。	○地域福祉計画 31ページの「高次脳機能障害、認知症(若年性認知症を含む)なども含めた相談体制の充実を図ります。」と記載されているため、地域福祉計画はそのままで、他の計画で反映させていただきます。 ○総合保健福祉計画 57ページ「3-2認知症高齢者施策の推進」「(1)認知症地域支援体制の強化」の中で、若年性認知症や高次脳機能障害を含む第2号被保険者への切れ目ない支援のため障害福祉担当及び埼玉県で構築した「埼玉県徘徊高齢者等SOSネットワーク」との連携も図りながら、総合的な支援に努めるとして対応します。 ○障害者計画等 31ページ「総合相談窓口の整備」の事業内容を「特定疾病(若年性認知症や高次脳機能障害を含む。)」に修正いたします。
2	65歳未満の若年性認知 症や高次脳機能障害の方で も、記憶障害や地誌的障害 が原因で、徘徊してしまう 場合がございます。65歳 未満で徘徊してしまう方も 事業への対応について検討 していく旨、計画に記して ください。	○地域福祉計画 地域福祉計画33ページの「民生委員・児童委員」を 「民生委員・児童委員など」に、「ひとり暮らし高齢者等」を「ひとり暮らし高齢者や認知症(若年性認知症を含む)、高次脳機能障害の方等」に変更します。 ○総合保健福祉計画 埼玉県では、「埼玉県徘徊高齢者等SOSネットワーク」を構築しています。徘徊により行方不明になった方の情報を関係機関が共有し、捜索に協力していただくことで早期発見につなげる仕組みで、各市町村が連絡の窓口になっています。 なお、「高齢者」の後に「等」が付いていますとおり、年齢にかかわらず、徘徊してしまう方に対応するネットワークとなっています。 ○障害者計画等 修正はありません。総合保健福祉計画にて「埼玉県徘徊高齢者等SOSネットワーク」との連携を記載いたします。

3	成年後見制度の対象となる理由(障害)が、認知症、統合失調症、知的障害、高 次脳機能障害、遷延性意識 障害などであることを記し てください。	○地域福祉計画 2ページの「様々な理由で判断能力が十分でない方」 を「様々な理由(認知症、統合失調症、知的障害、高次 脳機能障害、遷延性意識障害など)で判断能力が十分で ない方」に変更します。また、3ページの「判断能力が 十分でない方」を「様々な理由(認知症、統合失調症、 知的障害、高次脳機能障害、遷延性意識障害など)で判 断能力が十分でない方」に変更します。 ○総合保健福祉計画 地域福祉計画、障害者計画等にて「様々な理由(認知 症、統合失調症、知的障害、高次脳機能障害、遷延性意 識障害など)で判断能力が十分でない方は、」と記載い
		たします。 〇障害者計画等 29ページ、73ページの「成年後見制度の普及」、 「(4) 成年後見制度利用支援事業」のところを「知的 障害者、精神障害者(発達障害、高次脳機能障害等を含む。)、認知症等の判断能力が十分でない人」に修正い たします。
4	秩父特別支援学校に通学する児童生徒の放課後デイサービス施設を設置する、 医療的ケアを必要とする卒業生のためのデイサービス 受け入れ施設を設置する。	○障害者計画等 34ページの「放課後等デイサービス」の事業内容を 「学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上の ために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を 行うサービスであり、町内においても利用できるよう検 討していきます。」に修正いたします。医療的ケアを必 要とする卒業生の受け入れ施設につきましては、これま で町内の介護保険事業所に働きかけ、1事業所を基準該 当障害福祉サービス事業所として登録しています。医療 的ケアを必要とする方が利用できる生活介護事業所と して、秩父圏域1市4町で施設整備に係る補助金を交付 し、秩父市に1事業所を設置しております。今後も進路 先の選択肢が広がるよう、引き続き検討していきます。
5	障害者手帳を所持し家庭 にいる人に対して障害福祉 サービス事業所への通所を 働きかける。	○障害者計画等 31ページの「総合相談窓口の整備」の事業内容を「ひきこもりの方(障害児・者を含む。)や家族介護者等(ケアラー)の調査を実施し、障害者本人や家族介護者等(ケアラー)の希望を丁寧に聞き取り」に修正いたします。
6	障害福祉サービス事業所 へ通所している人のうちー	○障害者計画等 46ページの「就労相談の充実」の事業内容に「さら

般就労の可能性のある人に 対し、就労先の提供を図る。

に障害福祉サービス事業所へ通所している人の中でも 希望者や事業所からの相談に応じ、秩父障がい者就労支 援センターキャップ等と連携して一般就労へ向けた就 労支援を行います。」を追加いたします。

73ページの「(4) 成年 後見制度利用支援事業」と 「(5) 成年後見制度法人後

見支援事業」のところ • 「成年後見制度の利用を支

援する事業です」の欄、具

体的に記入して欲しい。

- 市民後見人養成講座など 人材育成が急務と思われま す。具体的に養成講座の実 施案を書いて欲しいです。
- ・事業内容の説明のような 文章となっているので、「実 施します」「推進します」「検 討します」というような言 い方にしてもらいたい。

○障害者計画等

修正はありません。「(4)成年後見制度利用支援事 業」と「(5)成年後見制度法人後見支援事業」は、表 題に「サービスの種類及び内容」と記載しているように ここでは事業の説明のための文章となっております。成 年後見制度に関する町での取り組みについては、29ペ ージの「成年後見制度の普及」という部分で制度の周知 を行うとともに、成年後見制度利用支援事業の継続を始 め成年後見制度法人後見事業を行い、法人後見人等の育 成を図ってまいります。

69ページの「放課後等 デイサービス」のところ

- ・用語の説明しか書いてあ りません。
- ・ 今年度要望する署名が出 ていますが、従来道理の目 標見込みで良いのでしょう か?できれば、町内に放課 後等デイサービスを設置す る目標を盛り込んで欲し 11

○障害者計画等

「放課後等デイサービス」は、表題に「サービスの種 類及び内容」と記載しているようにここでは事業の説明 のための文章となっております。放課後等デイサービス に関する町での取り組みについては、34ページの「放 課後等デイサービス」の事業内容を「学校の授業終了後 や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練 や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスであ り、町内においても利用できるよう検討していきます。」 に修正いたします。